

市道大井線新発寒わらび跨線橋下【自動車駐車場等】入札占用指針

1 概要

(1) 入札対象施設等

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第9号に定める自動車駐車場、事務所、店舗、倉庫

道路法施行令第7条第5号に定める工所用材料置場

※自動車駐車場は、平面駐車場を想定しており、立体駐車場は不可とします。

※原動機付自転車及び自転車の駐車場は不可とします。

※自動車駐車場の運用は月極、時間貸し、自社駐車場を問いません。

(2) 道路の占用の場所（資料1位置図及び資料2求積図参照）

ア 所在地

札幌市手稲区前田1条1丁目6番及び前田1条2丁目8番地先

イ 占用面積

① 253.21㎡

② 252.76㎡

③ 240.03㎡

合計746.00㎡

※上記の各占用場所は、橋脚により区切られています。

※3つの区画のうちの1つや2つのみの占用を可とします。

(3) 道路の占用の開始の予定時期

令和8年8月1日（土曜日）

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置等に伴い求める措置

ア 建設局総務部道路管理課及び所在地の区土木部維持管理課（以下「道路管理者」という。）並びに当該地区を管轄する警察署長と協議を行い、安全対策を講ずること。

イ 占用物件の整備に伴い、周辺道路の改良（歩道乗り入れ等）が必要な場合は、占用範囲内の工事内容と併せて入札占用計画に記すこと。また、実施に当たっては、所在地の区土木部維持管理課に対し承認工事の許可を得ること。

- ウ 既存のフェンスを撤去する場合は、適切な位置に原状回復できるよう、位置把握を行うこと。
- エ 占用範囲内について、日常的な点検、清掃、除草、除排雪等を行い、良好な状態に保つよう管理すること。なお、道路管理者が行う車道のかき分け除雪等により、間口や占用範囲内に雪を堆積することがあるため、必要に応じて除排雪を行うこと。また、不法投棄・落書き等を発見した場合は、適切に処理し、道路管理者へ報告すること。
- オ 占用物件の設置・運営に際しては、近隣住宅等に対し、騒音等の配慮を行うこと。また、沿道及び周辺住民の理解を得るとともに、苦情等については占用者において適切に対応すること。
- カ 占用期間中、当該地が本市所有の土地であること、占用許可により物件を設置していることを歩行者から見える場所に掲示すること。
- キ 道路等に関する点検及び工事に伴う占用物件（車両等の移転も含む）の移転、改築、除却等の費用については占用者で負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合は、占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。
- ク 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者及びその受託業者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。
- ケ その他、必要に応じて関係機関等と協議を行うこと。

(5) 認定の有効期間

令和28年（2046年）3月31日まで（最長）

(6) 占用料の額の最低額

- ア 道路法第32条第1項第1号及び道路法施行令第7条第9号に定める自動車駐車場
670円（1㎡、1年当たり）
- イ 道路法第32条第1項第1号及び道路法施行令第7条第9号に定める事務所、店舗、倉庫
890円（1㎡、1年当たり）
- ウ 道路法施行令第7条第5号に定める工事用材料置場
8,880円（1㎡、1年当たり）
※札幌市占用料条例に規定する740円（1㎡、1月当たり）に12を乗じた額
- エ アからウの占用物件から複数設置する場合
最も金額が高い占用料の額

2 占用入札参加資格

- (1) 入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること。

- (2) 入札対象施設等のための道路の占有が、法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること。
- (3) 入札対象施設等のための道路の占有が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが見られるものでないこと。
- (4) 入札占有計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 道路占有許可の履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき。
 - イ 道路占有料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき。
 - ウ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき。
 - エ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をしているとき。
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - キ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - コ その者に道路を占有させることが、公序良俗に反し、社会通念上不相当であると道路管理者が認めるとき。

なお、道路の占有に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占有計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、所轄警察署と協議を行います。所轄警察署への事前相談、お問い合わせはおやめください。

3 入札占有計画の作成等

(1) 入札占有計画の作成要領

様式1から5（A4判）により、作成してください。提出された入札占有計画を審査し、入札対象施設等のための道路占有の許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占有計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占有指針におい

て示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

ア 様式1から5

様式	留意事項
入札占用計画(様式1)	<p>①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載願います。</p> <p>②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載するとともに、5年ごとに占用許可の更新手続きが必要となりますので、それぞれの更新の時期を記載願います。</p> <p>③「添付書類」の欄には、道路の占用の場所、設置する施設等の構造、工事の内容・実施方法等を明らかにした図面その他の入札占用計画に添付する書類名を記載願います。</p> <p>※既設構造物の撤去や新設構造物がわかるように記載してください。</p>
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃等の措置(様式2)	<p>① 施設等の維持管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載してください。</p> <p>② 日常的な道路の点検、占用範囲内の清掃等について、実施体制、方法等を記載してください。</p> <p>※ 占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載してください。その他、道路の維持管理に資する取組があれば併せて記載してください。</p>
法人概要(様式3-1) 役員名簿(様式3-2)	<p>事業の内容、役員の氏名等を記載してください。</p> <p>なお、個人又は団体等の場合は、様式3-1の提出は不要です。様式3-2により、氏名、生年月日等を記載してください。</p>
災害等非常時における連絡体制(様式4)	<p>占用者(代表者、現場管理者、施設管理者等)及び工事請負事業者(工事責任者、現場監督者等)から道路管理者への連絡体制図を記載願います。</p>
暴力団排除に関する誓約書(様式5)	<p>記載事項を確認の上、氏名等を記載してください。</p>

イ 添付資料

提出書類	留意事項
商業登記簿謄本(現在事項全部証明書)	発行後3か月以内のもの なお、商業登記をしていない場合は、申請者の住民票の写し(本籍・続柄不要)で発行後3か月以内のもの
納税証明書	札幌市税の納税証明書(指名願用)
位置図	入札占用指針の資料1
求積図	入札占用指針の資料2
平面図	設置する施設の配置図、配線図等
仕様書	設置する施設の構造に係る資料
断面図	設置する施設の埋設基礎に係る資料 ※仕様書に基礎部分が記載されている場合は省略可
工事の実施方法及び工程表	① 道路占用に関する工事の実施方法に係る資料 ② 入札占用計画(様式1)「工事の期間」に係る工事の工程表
道路の復旧資料	設置する施設の撤去に伴う道路の復旧方法に関する資料 ※「道路管理者の指示による」と記載の場合は省略可
道路管理者の求める看板内容資料	記載事項についてわかる資料

※ 必要に応じ、上記以外の資料の提出を求めることがあります。

(2) 入札占用計画の提出方法

ア 提出期限

持参の場合：令和8年5月27日(水曜日) 17時00分まで

郵送の場合：令和8年5月27日(水曜日) まで(必着)

期限までに以下の提出先に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

イ 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所6階

札幌市建設局総務部道路管理課路政係

担当：柴田、竹内

電話：011-211-2452

ウ 提出方法

上記イへ持参又は郵送により提出してください。

※持参の場合は事前にご連絡のうえ、お越してください。

※郵送の場合は書留郵便又は簡易書留郵便でお送りください。

エ 提出部数

1部（紙）

4 入札までの流れ

(1) 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所6階

札幌市建設局総務部道路管理課路政係

担当：柴田、竹内

電話：011-211-2452

(2) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、書面（様式6）にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、市ホームページにて閲覧に供することとします。

閲覧場所：札幌市ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/senyo/senyonyusatu.html>

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

ア 質問書の提出方法

郵送又は電送によるものとします。

イ 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所6階

札幌市建設局総務部道路管理課路政係

担当：柴田、竹内

電話：011-211-2452

Eメール：dorokanri-rosei@city.sapporo.jp

ウ 質問書の提出期限

令和8年7月3日（金曜日）13時00分まで（必着）

ただし、入札占用計画の作成に関する質問については、令和8年5月18日（月曜日）13時00分まで（必着）

(3) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面をもって道路管理者から通知します。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

占用入札参加資格要件を満たさない理由について説明を求める場合は、占用入札参加資格確認通知に関する質問書（様式7）に必要事項を記載のうえ、提出してください。

ア 入札参加資格の確認通知予定日

令和8年6月25日（木曜日）

イ 占用入札参加資格確認通知に関する質問書の提出方法

郵送又は電送によるものとします。

ウ 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所6階

札幌市建設局総務部道路管理課路政係

担当：柴田、竹内

電話：011-211-2452

Eメール：dorokanri-rosei@city.sapporo.jp

エ 提出期限

令和8年7月3日（金曜日）13時00分まで（必着）

5 入札の実施

(1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧のうえ、下記のとおり入札書（様式8）を提出してください。

なお、以下の提出期限までに入札書を提出しない方は、本入札に参加することができません。

ア 提出方法

（ア）持参又は郵送（書留郵便又は信書便に限る。）してください。

（イ）入札書を持参する場合は、封かんのうえ、入札参加者の商号又は名称、代表者名（個人の場合は氏名）、入札占用指針件名を表記し、提出してください。

なお、提出に当たっては、占用入札参加資格確認通知を持参してください。

（ウ）郵送により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、占用入札参加資格確認通知の写しと封かんした入札書を同封してください。

（エ）代理人が入札に参加する場合は、入札書に加えて、委任状（様式9）を提出してください。

イ 提出期限

持参の場合：令和8年7月9日（木曜日）17時00分まで

郵送の場合：令和8年7月9日（木曜日）まで（必着）

ウ 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所6階

札幌市建設局総務部道路管理課路政係
担当：柴田、竹内
電話：011-211-2452

(2) 入札にあたっての注意事項

- ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印してください。
- イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。
- ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(3) 開札日時、場所

- ア 日時：令和8年7月10日（金曜日）11時00分
- イ 場所：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所6階 建設局会議室
- ウ 開札にあたっての注意事項
 - (ア) 開札の立ち合い（会場への来場）は任意です。
 - (イ) 原則として参加者1者につき、1名までとします。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 占用入札参加資格のない者のした入札
- イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札
- エ 所定の入札書によらない入札
- オ 記名、押印を欠く入札
- カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札
- キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- ク 委任状の提出がない代理人がした入札
- ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- コ 入札金額を訂正した入札
- サ 入札金額が明らかに誤りと判断される入札
- シ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(5) 入札の延期等

入札者(代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。)が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状

態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

(6) 開札

開札は、入札者を立ち合わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち合わせる場合には、委任状(様式9)を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

ア 入札者は、開札時刻後に開札場に入場することはできません。

イ 入札者は、開札場に入場した後に、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合を除き開札場を退場することはできません。

ウ 開札において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

(7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ最も高い占用料の額を申し出た者を落札者と決定します。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

ウ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知します。また、市ホームページに入札の実施結果(道路の占用の場所、開札結果(落札・不調等の別)、落札者(個人の場合は「個人」とします。)、落札額)を公表します。

(9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。

6 入札占用計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画(以下「認定入札

占用計画」という。)の提出者(個人の場合は「個人」とします。)等について、事務所に備え付けるとともに、ホームページに掲載します。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続きに関する留意事項等を通知します。

なお、警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたっては、その内容の修正を求めることがあります。

(2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

(3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者(以下「認定計画提出者」という。)に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

7 道路占用許可

(1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、道路占用許可申請を行ってください。

ア 申請窓口

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所6階
札幌市建設局総務部道路管理課路政係
電話：011-211-2452

イ 申請書類

- (ア) 道路占用許可申請書
- (イ) 認定された入札占用計画
- (ウ) 入札占用計画認定通知(写し)
- (エ) その他道路管理者が必要であると認める書類

ウ 申請期限

(ア) 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から 15 日以内に行ってください。

(イ) 特段の理由無く、占用許可の申請手続きを行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

(2) 占用許可の条件

認定入札占用計画の提出者(以下「占有者」という。)は、別紙許可条件(資料 3)及び次の事項を遵守すること。

ア 占有範囲に他の占有物件(電柱、ケーブル、埋設管等)がある場合は、それぞれの物件の管理者及び道路管理者と事前に協議し、必要な対策を講じること。

イ 道路等に関する点検及び工事に伴う占有物件(車両等の移転も含む)の移転、改築、除却等の費用については占有者で負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合は、占有物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。速やかに措置されず、道路管理者が代行した場合もその費用は占有者において負担すること。

なお、休業等に伴う損失の保障は行わない(ただし、法令に規定がある場合を除く)。

ウ 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者及びその受託業者が占有区域内に立ち入ることを妨げないこと。

エ 占有期間満了時には、占有物件を占有者の負担で撤去し、道路管理者の指示に従い原状に回復すること。

オ 占有物件の設置、維持管理又は警察署長等からの指導等の理由から、やむを得ず占有範囲外に物件を設置する場合は、道路管理者と協議し、別途占有許可の申請を行うこと。占用料は、札幌市道路占用料条例に基づき徴収する。

※ 占有許可時には、これ以外にも条件が追加されることがあります。

なお、占有許可の条件に違反した場合は、占有許可を取り消すことがあります。

(3) 占有許可の期間

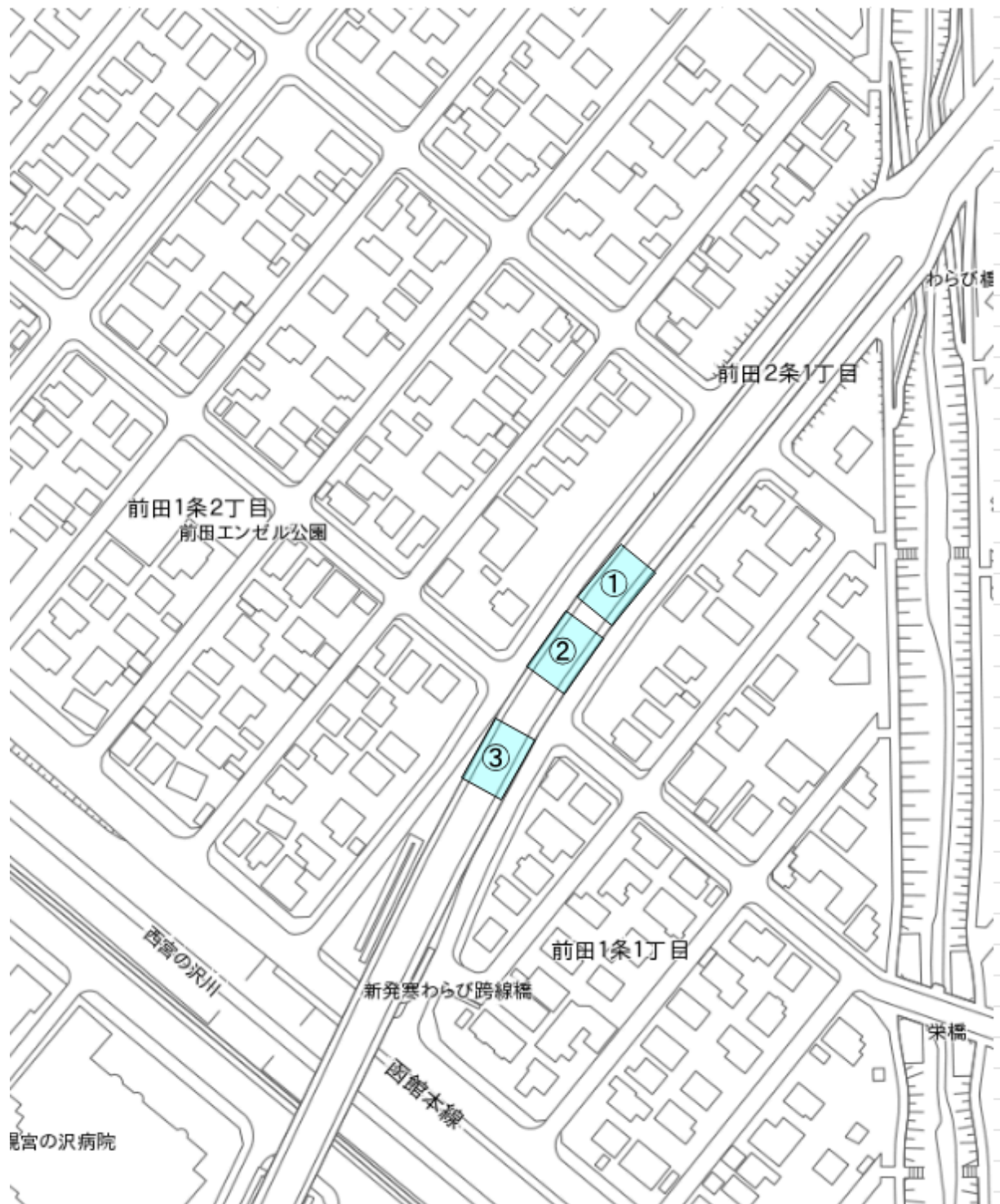
認定した入札占用計画に記載された期間中、占有を認めます。ただし、5年ごとに占有許可の更新の手続きが必要となります。更新に当たっては、事業継続の意思確認を行うとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反が無いこと等を確認します。

(4) 占用料の額及び支払方法

ア 占用料の額は、認定入札占用計画の提出者が入札において申し出た額に入札占用指針に定められた占有面積を乗じた額とします。

(6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却いたしません。なお、返却を希望する場合には、その旨を入札占用計画を提出する際に申し出てください。

<詳細図>



<写真>
・夏期

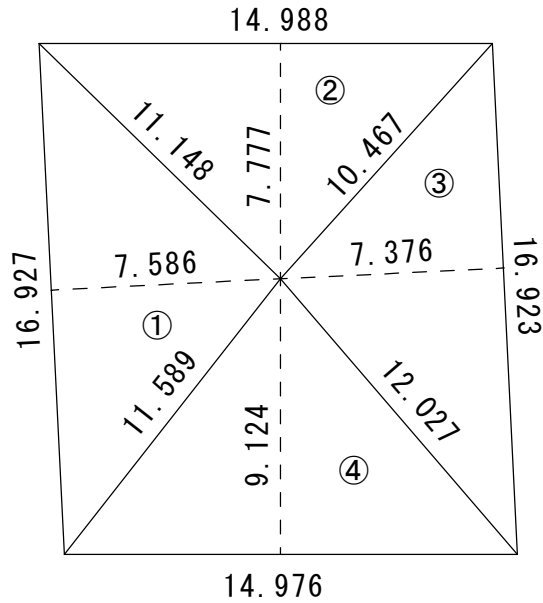


・冬期



平面図

縮尺 1 : 250



$$\textcircled{1} : 7.586 \times 16.927 = 128.408$$

$$\textcircled{2} : 7.777 \times 14.988 = 116.561$$

$$\textcircled{3} : 7.376 \times 16.923 = 124.824$$

$$\textcircled{4} : 9.124 \times 14.976 = 136.641$$

倍面積 : 506.434

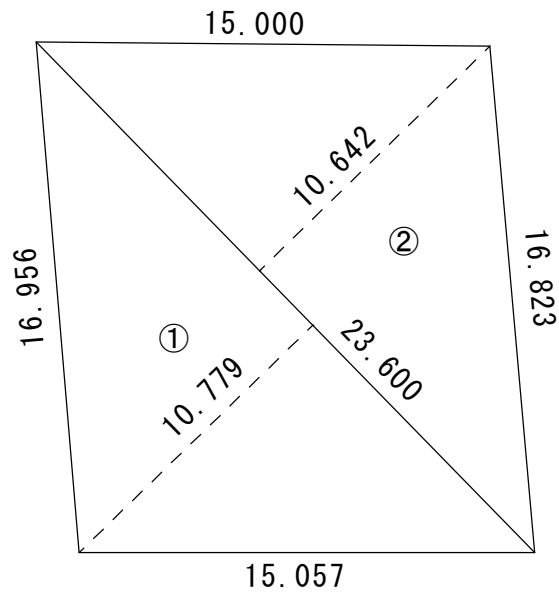
面積 : 253.21 m²

新発寒わらびこ線橋下 北側①

所在地	札幌市手稲区前田1条2丁目1番45ほか
測量	令和7年10月
札幌市建設局総務部	

平面図

縮尺 1 : 250



$$\textcircled{1} : 10.779 \times 23.600 = 254.384$$

$$\textcircled{2} : 10.642 \times 23.600 = 251.151$$

倍面積 : 505.535

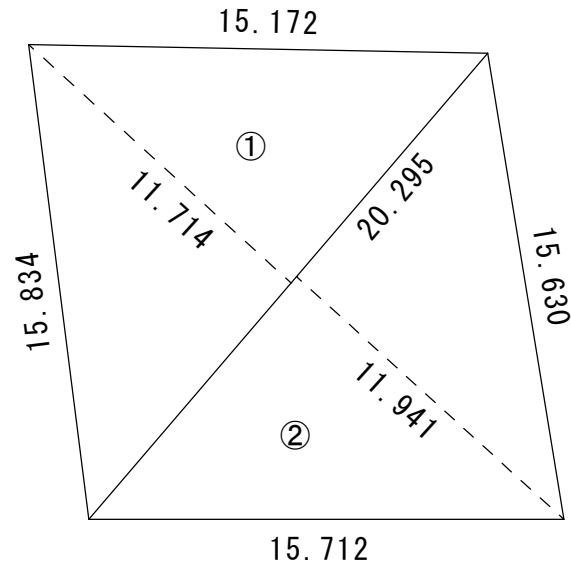
面積 : 252.76 m²

新発寒わらびこ線橋下 北側②

所在地	札幌市手稲区前田1条2丁目1番45ほか
測量	令和7年10月
札幌市建設局総務部	

平面図

縮尺 1 : 250



$$\textcircled{1} : 11.714 \times 20.295 = 237.735$$

$$\textcircled{2} : 11.941 \times 20.295 = 242.342$$

倍面積 : 480.077

面積 : 240.03 m²

新発寒わらびこ線橋下 北側③

所在地	札幌市手稲区前田1条2丁目1番45ほか
測量	令和7年10月
札幌市建設局総務部	

道路占用許可条件書

- 1 道路占有者は、道路法、道路法施行令、札幌市道路占有規則、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を遵守すること。
- 2 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検、修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこと。
- 3 占有物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占有物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。
- 4 占有許可条件等の義務を適切に履行していることを把握するため、道路管理者から占有物件の維持管理の状況等について報告を求められた場合にはこれに応じること。
また、道路管理者が道路占有者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う場合には応じること。
- 5 道路管理者から、道路占有者が適切な維持管理を行っていないと認め、その是正のため損傷箇所の修繕のほか類似事例の未然防止のため、当該損傷箇所と類似条件下にある占有物件の点検等の実施及びその結果の報告等を命ぜられた場合にはこれに応じること。
- 6 占有に起因し、本市及び第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合は、直ちにその旨道路管理者に届け出るとともに占有者の責任において解決すること。
- 7 占有権を他人に譲渡し、若しくは賃貸し、又は担保その他の私権の目的に供してはならない。
- 8 占有者の都合により許可期間内に占有をやめた場合等については、既納の占有料は還付しない。
- 9 通行人の安全確保に万全を期すとともに通行の支障とならないよう十分注意すること。
- 10 占有の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ道路管理者の許可を受けること。
- 11 占有を廃止する場合には、あらかじめ道路管理者に届け出を行うこと。
- 12 次に掲げる場合には、占有許可の取消等の処分をし、又は占有物件の改築、除去等の措置を命ずることがある。
 - (1) 道路法の規定に基づく命令又はこの許可及び条件に違反したとき。
 - (2) 不正な手段により、この許可を受けていたとき。
 - (3) 道路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。
 - (4) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じたとき。
 - (5) 上記以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 13 前項の規定により処分を受け、又は措置を命ぜられた場合、当該義務履行に要する費用は原則として占有者の負担とする。
- 14 許可期限までに占有が終わらない場合は、期限前10日前までに継続の申請手続きを行うこと。
- 15 占有期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときには、当該占有物件の安全性を確認した旨を報告すること。